

家庭の省エネ機器導入促進補助金について

平成31年4月1日より新たに補助金交付制度が始まります。

【目的】 町内の家庭の省エネルギー化の促進及び温室効果ガスの排出抑制を図るため、省エネ機器を導入する個人に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

【補助金の交付の対象となる機器】

- ・薪ストーブ等：薪ストーブ、ペレットストーブ（暖房・給湯併用型を含む）
- ・高効率給湯器：電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、ガスエンジン給湯器、ヒートポンプガス瞬間式併用型給湯器
- ・蓄電池等：定置型リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
- ・電気自動車等：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

※ただし、営利を目的とするもの及び町の他の制度で同種の機器の導入に係る補助金の交付を受けているものは対象となりません。

【補助金の対象となる住宅】（①～③全てに該当）

- ①申請者の居住の用に供する住宅、又は予定の住宅
- ②区分所有住宅については、専有部分のみ
- ③店舗等の併用住宅については、居住部分のみ

【補助金の交付の対象となる方】（個人であって①～④全てに該当）

- ①町内に居住する又は居住する予定の方
- ②申請者が属する世帯の世帯員全員が鏡野町税条例（平成17年鏡野町条例第95号）第3条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、有線テレビ使用料、保育料、放課後児童クラブ保育料及び学校給食費を完納している方
- ③申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合においては、当該所有者の同意が得られている方
- ④町が行う環境対策事業への協力ができる方

【交付の限度】

- ・同種の補助対象機器の導入に係る補助金の交付は、1住宅につき1回までとします。
- ・電気自動車等については、1世帯1台までとします。

【補助金の対象となる経費及び補助金の額】（補助対象経費導入する補助対象機器の本体代金のみ）

- ・薪ストーブ等：補助率1/4 補助限度額 50,000円
- ・高効率給湯器：補助率1/3 補助限度額 60,000円
- ・蓄電池等：補助率1/10 補助限度額 100,000円
- ・電気自動車等：補助率1/20 補助限度額 150,000円

※ただし、国県等より、類似する補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とします。
また、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てます。

【申請書類】

- ◎申請書、●添付書類
- | |
|---|
| ①補助事業に係る実施位置図（電気自動車等の場合は、駐車場の位置図）、②補助事業に係る見積書、③補助対象機器のカタログ等の写し、④他の補助金等を受ける場合は、交付額の分かるものの写し、⑤その他町長が必要とする書類 |
|---|

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課(担当：山崎) 電話(0868)54-2780 FAX(0868)54-4823

下水道の使用にあたってのお願い

下水道管に異物が詰まりポンプ施設が故障する事例が多数発生しています
紙おむつやおしりふきなど水に溶けないものは
詰まり・故障の原因になりますので流さないようご協力をお願いします

みんなで下水道を大切に使いましょう

異物が流れ続けポンプ施設が故障すると適切な汚水処理ができなくなります

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 下水道係(担当：片田) 電話(0868)54-0001